

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 農林水産大臣管轄漁場基点第1号から第4号測量業務
- (2) 仕様・規格 仕様書による
- (3) 数 量 仕様書による
- (4) 履行期限 令和5年1月15日
- (5) 履行場所 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」を有する者及び令和3・4年度農林水産本省における「測量」にかかる一般競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号及び第13号）を提出し、その審査に合格した者であること。

3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年10月24日～11月10日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）
（令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）及び令和3・4年度農林水産本省における「測量」の審査結果通知（写）を持参すること。）

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年11月1日10時00分

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年11月15日10時00分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和4年11月14日正午までとする。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和4年10月24日

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

農林水産大臣管轄漁場基点第 1 号から第 4 号測量業務仕様書

項 目	内 容
1. 業務概要	令和 5 年 9 月に切り替えが予定されている農林水産大臣管轄漁場における大臣免許漁業権（共同漁業権及び区画漁業権）の現況を把握するため、農林水産大臣管轄漁場基点第 1 号から第 4 号の測量を行う。
2. 履行場所	基点第 1 号から第 4 号（「参考」参照）
3. 履行期限	令和 5 年 1 月 15 日まで
4. 業務内容	基点の測量（2 級基準点測量）
5. 適用基準	仕様書に記載なき事項については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）、測量法第 34 条に定める作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）及び国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年国土地第 190 号）による。
6. 一般事項	① 業務計画書 請負者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、九州漁業調整事務所監督職員（以下「監督員」という。）と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度請負者が記録し相互に確認を行わなければならない。また、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出するとともに承認を得なければならない。 なお、業務計画書には、下記事項を記載するものとする。 ・業務場所 ・業務内容及び方法 ・業務工程 ・業務組織計画 ・打合せ計画 ・成果品の品質を確保するための計画 ・成果品の内容、部数 ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制（緊急時含む） ・使用機械の種類、名称及び性能 ・その他 ② 関係官公庁への手続き等 請負者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行わなければならない。また、請負者は、業務の実施にあたって、発注者が関係官公庁等への必要な手続きが生じた際には協力しなければならない。 ③ 秘密事項等の公表の禁止 作業の過程において知り得た秘密事項、あるいは資料等を許可なく他に公表してはならない。 ④ 関係法令及び条例の遵守 請負者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。 ⑤ 地元関係者との交渉等 請負者は、業務の実施にあたって地元関係者と交渉等が必要となった場

項 目	内 容
(6. 一般事項)	合は、誠意を持って接し紛争が生じないように努めなければならない。 ⑥ 損害賠償 作業中に生じた諸事項に対しての損害賠償等の請求があった場合は、請負者の責任において処理するものとする。
7. 業務仕様	① 作業計画 地形図上において、新点の概略位置を決定し平均計画図を作成する。 ② 踏査・選点 上記①の平均計画図に基づき、現地において既知点の現況調査を行い、新点（第1号から第4号における観測点）の位置を選定し、併せて地形植生その他、現地の状況に応じて作業の実施方法を検討し、平均図を作成する。 ③ 観測 上記②の平均図に基づき、観測する際には、GNSS測量機（GPS）を用いて、GNSS衛星からの電波を受信し、位相データ等を記録する。 また、使用する機器は測量法作業規程の準則第35条次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものとする。 なお、観測の実施にあたっては干渉測位（スタティック）方式により測定する。 ④ 計算 新点の位置、標高及びこれらに関する諸要素を加味し、三次元網平均計算による計算を行い、その結果を成果表として作成する。
8. 成果品	成果品は次のとおりとする。 ① 観測手簿 ② 観測記簿 ③ 計算簿 ④ 平均図 ⑤ 成果表 ⑥ 点の記 ⑦ 測量標設置位置通知書 ⑧ 基準点網図 ⑨ 品質評価表及び精度管理表 ⑩ 測量標の地上写真 ⑪ 基準点現況調査報告書 ⑫ 成果数値データ ⑬ 点検測量簿 ⑭ メタデータ ⑮ その他の資料

項 目	内 容
(8. 成果品)	なお、成果品には、世界測地系によることを表示すること。
9. 検査	仕様書に定める事項に従い実施され、成果品に誤り等の無いことの確認をもって検査とする。
10. 安全確保等	請負者は、屋外で行う測量業務等に際しては、関係者及び周囲の安全確保に努めるとともに、必要な場合には、安全確保等のための措置をとらなければならない。
11. その他	本業務に当たって知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしたり、他の目的に利用しないこと。 電子データ及び記録媒体の作成にあたっては、コンピュータウィルス対策を実施すること。また、ウィルスチェックを行う際は、必ず最新の定義ファイルで行うこと。 仕様書の内容に疑義及び不明瞭な点が生じた場合には、その都度監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

基点及び漁場の区域の概要

☆ 基 点 4 点

陸 上

基点第 1 号 (柳川市大字セツ家)	N 33° 09' 19".4282 E 130° 21' 39".0044
基点第 2 号 (佐賀市川副町大字大詫間)	N 33° 08' 58".8184 E 130° 21' 02".5339
基点第 3 号 (三池港四ツ山)	N 33° 00' 18".2629 E 130° 25' 25".2929
基点第 4 号 (竹崎東端)	N 32° 57' 21".5103 E 130° 13' 29".2178

注 1. 平成 30 年に測量された数値である。

☆ 漁場の区域 145 点 (基点に基づき設定される一漁業権ごとの点)

共同漁業権 1 件 (5 点)

区画漁業権 15 件 (内訳は以下のとおり)

かきひび建養殖業		のりひび建養殖業		第 204 号	9 点	第 208 号	8 点	第 212 号	5 点
第 1 号	3 点	第 201 号	7 点	第 205 号	4 点	第 209 号	13 点	第 213 号	5 点
かき養殖業		第 202 号	6 点	第 206 号	4 点	第 210 号	30 点	合計	140 点
第 11 号	(3 点)	第 203 号	4 点	第 207 号	18 点	第 211 号	24 点	漁業権件数	15 件

注 2. 第 11 号における漁場の区域の括弧書きは、第 1 号との重複免許のため、同位置である。

注 3. 共同漁業権については、基点により囲まれた区域の一部に対しての免許となっている。